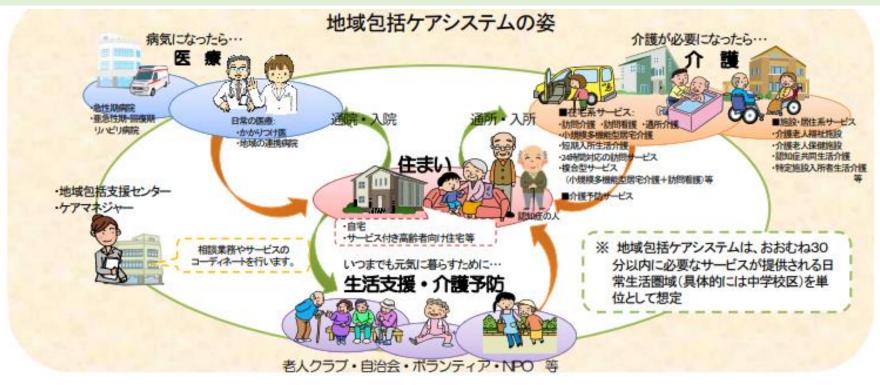
地域包括ケアを進める上での課題について(実例)

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議(みやこねっと) 令和6年3月25日

地域包括ケアを進めるうえでの課題提起

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現することとされています。



都島区役所

増加している支援拒否事例について

(90代女性。独居、持ち家、元看護師や助産師として70歳頃まで就労、身寄り不明)

- ・近隣の住民より社協に相談あり。室内不衛生、マンションの共益費を2か月以上滞納、隣人からの虫や異臭の苦情に本人は「そんなことはない」と言い、もめたことがある。
- ・退職後、ADLの低下するまではサプリメント関係の行事に頻繁に参加し、サプリメントも購入していた。
- ・右足を引きずるように歩くなど加齢によるADLの低下や認知機能の低下もみられるが、介護認定も受けず介護サービスも利用せず生活している。
- ・収入は独居生活を維持できる額の厚生年金を受給している。足が不自由になってから金融機関へお金の引出しに行けない状態となった。
 - ・社協から相談を受けた北部包括が何度も本人を訪問。また、地域の町会役員やマンションの管理人がごみ出し、金融機関への出金、買い物等のサポートを行う。
 - ・長く医療機関で働き、管理職の経験もある方。これまでのプライドがあり「困っていることはない」「介護はいらない」と介護拒否。
 - ・外出先で転倒し、救急搬送され入院となる。
 - ・退院後は介護認定を受け、介護サービスの利用開始となる。

課題について

〇当事者の意思が尊重され、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける」ための準備・普及啓発

- もしもの時に備えて、自分の伝えておきたいことを記録しておく「エンディングノート」や緊急連絡先や自分の思いを医療 関係者や自分を支える人に伝える「もしもの時に伝えるシート」等の作成及び啓発
- 任意後見制度の普及啓発、ACP(愛称:人生会議)の啓発など

〇容態急変時の備えについて

救急車等で緊急搬送される場合に備えて、事前にお薬手帳等の準備について周知しておく。お薬手帳と「もしもの時に伝えるシート」を併せ持ち、医療機関等に提示できるよう啓発する。

〇金銭管理について

• 様々な状況から、金銭管理ができない場合に備えて、本人・支援者への成年後見制度の周知・啓発を行う。

○在宅医療・介護(在宅死含む)等にかかる理解について

• 在宅医療や介護を受けながら生活される方(独居含む)が増えており、本人が在宅医療・介護を望む場合、支援 者が本人の意見を尊重し、理解に努める。

〇地域での支援体制

・ 関係機関・地域で在宅医療・介護や困りごと等を把握し、共有することで連携して支援できる体制づくりを進める。

3

(参考) 都島区地域包括支援センター運営協議会での意見等

令和6年2月21日開催の運営協議会において包括が課題と考える支援拒否者に対する対応等について 委員、地域福祉コーディネーターの皆さんでグループ討議を行いました。

【意見】

- ・精神疾患がある方、介護を拒否される方への支援は、頻繁に通うと敵対視されるし、入れ代わり立ち代わり行くと拒否されるので、人を決めて長期にアプローチすることが重要。
- ・支援拒否の理由を支援者間で考えて、本当に何に困っているのか、何ができているのかの評価を行う。
- ・区のイベントがあれば案内しやすい。案内を理由にアプローチする機会になる。
- ・救急搬送が必要な方でも拒否する高齢者は自宅から離れたくない思いが強く、説得できるキーパーソンがいればいいが、 そのような人物がいない場合にどうしていくかが課題。
- ・高齢の親の変化に気が付かない家族が増えている状況で、どのような支援が周囲はできるのか。

【課題に向けた取り組み】

- ・各支援機関、地域の支援者と支援方針を共有し、連携しながら長期的な根気強いアプローチを行う。
- ・自己決定を尊重した支援の実施。
- ・支援成功体験を支援者間で共有できる場を持つ。
- ・区民向け講演会、イベント、相談窓口等の情報の周知を広報やホームページにて実施する。
- ・支援者向けの支援拒否ケースへのアプローチに対するスキルアップ研修会の開催の実施。

(参考) 成年後見制度の説明

・法定後見制度…家庭裁判所により、本人の援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任。次の方を対象。

後見人…精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方保佐人…精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方補助人…精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である方

・任意後見制度…本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

任意後見受任者は、契約を結んだ任意後見開始前の者。

- ・成年後見人は要件を満たしていれば死後事務を行うことができる
 - (1)個々の相続財産の保存に必要な行為
 - (2) 弁済期が到来した債務の弁済
 - (3) その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為